

バーゼル条約第15回締約国会議（COP15）の 結果について

令和4年6月

環境省 環境再生・資源循環局

廃棄物規制課

バーゼル条約第15回締約国会議の結果の概要

<開催概要>

日時：2022年6月6日（月）～6月17日（金）

場所：ジュネーブ（スイス）

<結果概要>

1. バーゼル条約附属書改正

- これまでの規制対象であった有害な電子・電気機器廃棄物(E-waste)に加えて、非有害なE-wasteについても、廃棄物発生国での処理の原則に鑑み、条約の規制対象とされた。
- 規制対象となるE-wasteの性状・形状が明確化。
- 改正附属書は2025年（令和7年）1月1日から発効。以後は、非有害なE-wasteの輸出に当たり、輸出の相手国の同意が必要。

2. 有害廃棄物等に関する技術ガイドライン採択、議論

- バーゼル条約では、有害廃棄物等の環境上適正な管理に向けて、各種技術ガイドラインを策定することとしている。
- 「水銀廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドライン」について、日本の水銀廃棄物処理の知見を活かして、日本がリード国として改訂作業・議論を主導し、今次会議において採択された。
- 「陸上焼却に関するガイドライン(エネルギー回収に関するガイドラインを含む)」について、日本の焼却技術・エネルギー回収技術の知見を活かして、日本とカナダが共同リード国として改訂作業・議論を主導し、今次会議において採択された。
- その他、「特別な設計を施した最終処分場に関するガイドライン」、「POPs廃棄物に関する技術ガイドライン」が今次会議で採択された。また、「プラスチック廃棄物に関する技術ガイドライン」についても議論が行われ、日本・中国・英国が共同リード国として作成作業・議論を主導。
- これらの技術ガイドラインの整備に当たり、日本が国際社会に大きく貢献。